

## 新潟ガストロノミーアワード 2026 開催に係る 業務委託プロポーザル実施要領

令和4年度に初開催した「新潟ガストロノミーアワード」、翌年、若手シェフに焦点を当てて開催した「新潟ガストロノミーアワード特別版」、いずれも多くのレストランや旅館・ホテル、特産品などがエントリーされ、「新潟＝ガストロノミー」の認知度向上に大きく寄与した。

また、令和7年3月に改定された「新潟県観光立県推進行動計画」の中でも、引き続き、ガストロノミー（美食旅）はコアバリュー（＝大地と雪の恩恵）を構成する重要なコンテンツとして位置づけられている。

そのため、今年度、地域の風土・文化・歴史を表現する「ローカル・ガストロノミー」に特化した表彰制度であるガストロノミーアワードの第3回を開催し、上質な食文化を国内外に発信していきたい。そのことにより、インバウンドを含めた本県への誘客増に繋げ、地域をさらに盛り上げていく。

本書は、この事業実施に際し、最も効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定めたものである。

### 1 業務概要

#### (1) 事業名

新潟ガストロノミーアワード 2026 実施業務

#### (2) 仕様

別紙「新潟ガストロノミーアワード 2026 開催に係る業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

### 2 見積限度額

19,500 千円（消費税及び地方消費税並びに契約締結に係る印紙税を含む）

※ 委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

### 3 スケジュール

令和7年9月17日（水）	募集告示（17：00）
9月23日（火）	質問受付期限（17：00 必着）
9月24日（水）	質問に対する回答（17：00）
9月26日（金）	参加申込期限（17：00 必着）
10月10日（金）	企画提案書等の提出期限（17：00 必着）
10月14日（火）～15日（水）	書類審査（予定）
10月16日（木）	審査結果の通知・公表（予定）

#### 4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

#### 5 募集要領等の内容に対する質問の受付及び回答

##### (1) 質問の受付

別紙様式1「質問書」を提出すること。

##### ア 提出期限

令和7年9月23日（火）17:00【必着】

##### イ 提出先

下記12 問い合わせ先に同じ

##### ウ 提出方法

郵送、持参または電子メールにより提出

##### エ その他

- ・電話での質問は受け付けないので留意すること。
- ・電子メールで提出する場合、件名を「新潟ガストロノミーアワード 2026 プロポーザル質問」とすること。
- ・当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「質問書」記載の担当者宛電子メールにより、「質問書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

##### (2) 質問に対する回答

9月24日（水）までに、「質問書」記載の担当者宛電子メール及び新潟県観光協会ホームページにおいて回答を提示する。なお、質問に対する回答は、要領及び仕様書の追加又は修正とみなし、質問に対する再質問は受け付けない。

#### 6 参加申込み

##### (1) 提出書類

別紙様式2「参加申込書」

- (2) 提出期限  
令和7年9月26日（金）17:00【必着】
- (3) 提出先  
下記12 問い合わせ先と同じ
- (4) 提出方法  
郵送、持参又は電子メールにより提出
- (5) その他
  - ・電子メールにより提出する場合は、件名を「新潟ガストロノミーアワード2026 プロポーザル参加申込」とすること。
  - ・当協会から、提出のあった翌開庁日までに、「参加申込書」記載の担当者宛電子メールにより、「参加申込書」を受領した旨の連絡を行うので、確認すること。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書（任意様式、原則としてA4縦）

下記①～⑧を必須として記載すること。

    - ① 提案会社の概要に関すること
      - ・組織内容、取り扱い業務内容について記載すること
    - ② ガストロノミーアワードの実施に関すること
      - ・アワードの実施方法・審査体制・評価基準等について記載すること
      - ・アワードの募集について、効果的な周知方法を記載すること
    - ③ 授賞式・シンポジウムの開催に関すること
      - ・開催、運営方法及び実施体制について記載すること
      - ・参加者の募集について、効果的な周知方法を記載すること
    - ④ 冊子制作に関すること
      - ・今回の受賞店舗等をまとめた冊子を制作すること
      - ・サイズ、掲載内容等を提案すること。また、部数は最低500部を印刷し、納品すること
    - ⑤ 情報発信に関すること
      - ・ロゴ及び専用サイトのデザインについて記載すること
      - ・映像コンテンツについて構成案（絵コンテ等）を提示すること
      - ・広告物についてデザインを提出すること
    - ⑥ 協賛に関すること
      - ・協賛募集方法及び協賛企業（金額）についてのリストを準備すること
    - ⑦ 事業の目標（KPI）及び効果検証に関すること
      - ・本事業による目標値（アワード応募総数、アワード受賞件数等）及び本事

業の効果を検証するための成果指標について具体的な数値を記載すること

⑧ 事業全体の工程に関すること

- ・事業全体のスケジュールについて記載すること

イ 業務実施体制（任意様式、A4縦）

本業務に関わるスタッフ、体制図を記載すること。なお、業務の一部を別の者に委託する場合は、委託先、委託範囲及び委託先業務の執行管理方法などが分かるように記載すること。

ウ 他の類似業務の受託実績

エ 見積書（任意様式、A4縦）

実施事業の内訳及び総額について見積書を作成し、代表者印を押印すること。

(2) 提出期限

令和7年10月10日（金）17:00【必着】

(3) 提出部数

各7部（正本1部、副本6部）

(4) 提出先

下記12 問い合わせ先と同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送

## 8 受託事業者の選考方法（書類審査）

(1) 審査方法

企画提案書に記載された提案内容について、下記(2)で定める審査基準に基づき、書類審査を実施し、総合的に最も優れた提案を行った者を選定する。

(2) 審査基準

下記の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を選定・決定する。

審査項目	審査基準	配点
事業全体の構築に関すること	本事業の実施趣旨を理解し、具体的かつ説得力のある提案がなされているか	20
事業運営に関すること	ガストロノミーアワードについて、本事業の趣旨に沿った具体的かつ効果的な実施方法・審査体制・評価基準等が提案されているか。	20
	授賞式・シンポジウムについて、本事業の目的を達成するために効果的な内容となっているか。	15
	冊子制作について、受賞店舗を網羅し、魅力的で、ガストロノミーを表現する内容になっているか。	10
	情報発信について、本事業を効果的に発信し、訴求力が高い内容となっているか。	10

協賛に関する事	協賛企業（金額）についてのリストが準備されているか。それは実現可能な内容か。	10
事業の目標に関する事	目標値（ガストロノミーアワード応募総数・受賞件数等）は実現可能性が高く、本事業の目的を達するために十分な数値が設定されているか	5
業務実施体制	提案内容を確実に実施するため、効果的な事業実施が可能な体制及びスケジュールが確立されているか。	5
	費用が予定価格以内であり、見積額が妥当なものか	5
		100

※同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

## 9 審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に文書で通知する。審査結果については、提案者それぞれに「参加申込書」記載の担当者宛電子メールで通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果の異議申立は受け付けない。

なお、提案内容に疑義のある場合は、「参加申込書」記載の担当者に対して個別に聞き取りをする場合がある。

## 10 契約の締結

当協会は、選定委員会が最優秀提案者と決定した者と別途協議した上で契約を締結する。

最も優れた者との契約締結に向けた協議が整わない場合は、次点の者と契約締結に係る協議を行うことがある。

## 11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 審査を行う際、必要な範囲において、参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等の書類は一切返却しない。
- (5) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。ただし、業務委託先として選定された参加者の提出書類については、新潟県観光協会が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

- イ 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者

## 12 問い合わせ先

公益社団法人新潟県観光協会 担当：櫻田、渡邊紗、梁瀬  
〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1  
電話 025-283-1188  
E-mail sakurada@niigata-kankou.or.jp

# 新潟ガストロノミーアワード 2026 開催に係る業務委託仕様書

## 1 趣旨及び目的

令和4年度に初開催した「新潟ガストロノミーアワード」、翌年、若手シェフに焦点を当てて開催した「新潟ガストロノミーアワード特別版」、いずれも多くのレストランや旅館・ホテル、特産品などがエントリーされ、「新潟＝ガストロノミー」の認知度向上に大きく寄与した。

また、令和7年3月に改定された「新潟県観光立県推進行動計画」の中でも、引き続き、ガストロノミー（美食旅）はコアバリュー（＝大地と雪の恩恵）を構成する重要なコンテンツとして位置づけられている。

そのため、今年度、地域の風土・文化・歴史を表現する「ローカル・ガストロノミー」に特化した表彰制度であるガストロノミーアワードの第3回を開催し、上質な食文化を国内外に発信していきたい。そのことにより、インバウンドを含めた本県への誘客増に繋げ、地域をさらに盛り上げていくことを目的とする。

## 2 委託期間

委託契約締結の日～令和8年3月31日（火）

## 3 実施主体

本事業の実施主体は、公益社団法人新潟県観光協会及び一般社団法人ローカル・ガストロノミー協会とする（以下、「主催者」とする）。

## 4 総合プロデューサーの設置

本事業においては、下記の者を総合プロデューサーとして引き続き設置し、受諾者ととともに事業の推進にあたることとする。

・株式会社自遊人 クリエイティブディレクター 岩佐 十良 氏

## 5 業務内容

新潟県及び公益社団法人新潟県観光協会の実施する各施策と連携しながら、本事業を以下の通り実施すること。

### (1) 事業実施に係る企画調整

- ① 主催者と連携しながら、具体的な事業の企画を立案すること。
- ② 企画内容に基づき、会場や交通手段等の確保を行うこと。
- ③ 「ガストロノミーアワード」の審査員等との交渉を行うこと。
- ④ 主催者と協議しながら、「ガストロノミーアワード」等の開催告知、参加者募集を行うとともに、連携が可能な主体との調整を行うこと。

### (2) 事業運営計画の作成

- ① 企画調整結果に基づき、具体的な事業運営計画（アワードの構成、会場計画、交通輸送計画及び宿泊計画等）を作成すること。
- ② 各種マニュアルを作成すること。

### (3) 事業運営

#### ア 新潟ガストロノミーアワード 2026

##### (ア) 実施概要

地域の風土・歴史・文化を料理に表現することを提言する「ローカル・ガストロノミー」の理念のもと、審査によって、各部門の受賞者を決定する。

- ・募集期間：令和7年10月末～12月上旬
  - ・審査期間：令和7年11月中旬～令和8年1月上旬
- を基本としスケジュールリングすること。

##### (イ) 想定申請数及び授賞数

申請にあたっては、以下に留意し事業を進めること。

- ・自薦、他薦で幅広く候補となる飲食店を募集すること。
- ・下記(カ)により選出される審査員からも候補となる飲食店リストを収集すること。
- ・その上で、申請数300件、授賞数150件を達成させること。

##### (ウ) 応募対象エリア

新潟県内とする。

##### (エ) 応募カテゴリーと授賞の種類

応募カテゴリーは、新潟県内に店舗のある飲食店とすること。また、同カテゴリー内においての順位付けは行わないが、突出した店舗を表彰する「授賞の種類」を複数案提案すること。

- ・例) 大賞1枠、金賞5枠、特別賞10枠など

また、受賞者を活用し、一次産業従事者(生産者等)を表彰する(受賞者からのヒアリング・推薦など)追加提案を盛り込むこと。

##### (オ) 評価内容・基準

令和4年度に開催した「ガストロノミーアワード」時に設定した評価内容・基準の見直しを行うこと。地域での取組や活動、飲食店等の社会性・環境への取組、料理のオリジナリティ・クオリティ、飲食業に留まらない新しい経済循環の創出などをより評価できるような仕組みとすること。また、その基準は明確にすること。

##### (カ) 審査員

前述の内容を審査する審査員を手配すること。人数は県外の「食に詳しい専門家」、などを5名程度、県内の「食に携わることを生業にしている人材」、を3名程度、計8名を目安に提案すること。

##### (キ) 受賞パッケージの設定

受賞者向けに受賞パッケージの設定を行うこと。パッケージ内容には、専用ウェブサイトへの掲載、トロフィー、ロゴ使用料を含むこと。ただし、パッケージの料金設定は提案者の任意とする。

#### イ 授賞式・シンポジウム

##### (ア) 実施概要

前項アで実施する「新潟ガストロノミーアワード2026」の受賞者を対象にした「授賞式」「シンポジウム」を開催する。

- ・日程：令和8年2月～3月上旬
- ・会場：提案による

- ・規模：授賞式 300 名、シンポジウム 200 名

#### (イ)内容

- ①「ガストロノミー」をテーマにしたシンポジウムを開催すること。シンポジウムには有名シェフやジャーナリストを招聘し講演及びトークセッションを行うこと。
- ②受賞者への案内、シンポジウム参加者（一般来場含む）の募集を行うこと。
- ③受賞者への記念品を用意すること。
- ④授賞式で流す動画を制作すること。
- ⑤会場と実施に係る連絡調整を行うこと。
- ⑥申込や当日の受付、運営などを行うこと。

#### ウ 冊子制作

受賞飲食店等を取材し、「新潟ガストロノミーアワード 2026」をPRする冊子を制作すること。

#### エ 情報発信

##### (ア) ロゴの制作

本事業に係るオリジナルのロゴを制作すること。

##### (イ) 専用サイトの更新

- ・ガストロノミーアワードの開催告知～募集・受付を兼ねてウェブサイトの更新を行うこと。当該サイトは、「にいがた観光ナビ」と連携を取ること。
- ・専用サイトは新規制作するのではなく、既存のサイトを活用すること。

##### (ウ) 映像作成

- ・ガストロノミーアワードの記録動画を作成すること。作成にあたっては、その内容について主催者と協議すること。
- ・動画は、WEBサイト等で情報発信に利用するため、著作権等の権利関係の処理を済ませ、電子データを納品すること。

##### (エ) ポスター、チラシ等広告物の作成

ガストロノミーアワードを紹介するポスター及びチラシ等を作成すること。ただし、仕様等は自由提案とする。

#### オ 協賛

今後の自走化を見据えて、本事業において「協賛企業（協賛金）」の募集を行い、独自財源を確保すること。また、事前にアタックリストを主催者と共有すること。今年度集まった協賛金については、主催者と協議の上、本事業に有効的に活用することとする。

#### カ KPI（達成数字目標）

以下のKPIを達成できるよう事業を組み立て遂行すること。

- ・ガストロノミーアワード応募総数：300 件
- ・ガストロノミーアワード受賞件数：150 件
- ・授賞式参加数：300 名

※その他、提案者独自のKPI設定も提示可とする。

## 6 スケジュール

募集から開催までの詳細スケジュールを提示すること。

## **7 運営体制図**

実施体制図を提出すること。また役割分担を明確にすること。

## **8 報告書の提出**

業務終了後に実施報告書を作成し、履行期限までに委託者へ提出すること。

## **9 履行期限**

委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## **10 委託上限額**

19,500 千円（消費税及び地方消費税並びに契約締結に係る印紙税を含む）

※ 委託業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

## **11 その他業務の実施に伴い必要となる事項**

(1) 業務の実施にあたっては、随時、委託者と打合せを行うこと。

(2) 新潟県観光協会の Web サイトや、新潟県が実施する他の事業とも連携しながら進めること。